

支那琉球記聞初篇

目録

- 發端 琉球開闢以來沿革並日本より所属の事
- 一回 臺灣戰爭償ひ金を受けて琉球より配賦の事
附 松田大丞琉球に下る事
- 二回 池城親方上京歎願の事
附 歸藩を命ぜられ猶ほ歎願書を差出す事
- 三回 琉球人支那より脱走の事
附 琉球取締並琉球書簡を支那より捧ぐる事
- 四回 在京の琉球人歸藩を命ぜられ松田大書記官を琉球より遣さるゝ事
附 琉球人より外國公使へ歎願書簡の事

支那琉球記聞初篇 第一説



五回 琉球藩を廢して沖繩縣を置かるゝ事

附藩王以下東京ニ赴く事

六回 支那日本と談判の事

附支那公使克蘭士氏の旅館を訪へるゝ事

日本琉球記聞初編

中西才一郎著

發端

抑琉球の一名を沖繩島と云ひ薩摩の南より方屋久島と支那の臺灣島との間を介立ある群島の總名として本島の中央より是を中山山南山北の三部に分ち都城を中山の地と稱して首里と唱ふ本島の南臺灣の間をある諸島を入表石垣宮古與那といふ亦北の方屋久島の間を與論永良部徳の島大島鬼界島等の諸島あり其數凡そ三十七島なれども北よりある島々を從來薩摩國に隸屬し現に鹿兒島縣にて管治するものなれば全く琉球に於て管する所の只本島より南より群る處の諸島なり往古是等の島々を呼びて南島と稱せ

の鹿兒島藩も臣屬し常々使臣を鹿兒島に在勤せしめ貢物を分て之を島津氏に獻じ定規に依りて使者を江戸に送り産物を奉る事一ツとして違事とし然るも明治二年諸藩封土を奉還四年藩を廢し縣を置れたるも付き明治五年九月終に琉球を以て親藩とあし王尙泰を去て藩王に任じ華族の例に加へ飯田町に邸宅を賜ひ其上藩内融通のため金三萬圓を下賜せられて外務省の管理とる處となり成り

臺灣戦争償ひ金を受けて琉球に配賦の事

一 附松田大丞琉球を下る事

斯て琉球藩王尙泰にの翌る明治六年四月表を上りて藩王に任じ華族に例せられ貨幣等を賜られたるの謝恩を陳上らるたり是より先琉球宮古嶋の難民支那の臺灣島に漂ひ

著き島民の爲に暴殺されれば日本政府より此事に付き支那政府に屢次談判を遂ると雖も事の整ざりしかば終に明治七年の夏西郷陸軍中將を大將として兵隊を臺灣に送り忽ち暴民を討平げ再び支那政府と談判及び償金を受け難民の遺族と與へけり此年琉球外務省の管理を止め内務省の管理となせしが明年の五月内務大丞松田道之氏を琉球に遣され琉球の支那に朝貢こと支那の封册を受る事を止め以後明治の年號日本の法律を用ゐる職官を改革すべきの命を藩王に傳られければ琉球も於て上下大に驚き容易く其命を奉せず諸臣大評定となり成にける是に於て三司官池城親方等も命し歡願の爲め委員として松田大丞も從ひ上京こそい申付たりとぞ

池城親方上京歎願ノ事

附池城等歸藩を命ぜられ猶歎願書を差出す事
去る程も池城等より藩の命を受け松田大丞より従ひ琉球を
發起し程なく東京より若くは旅の寓りを飯田町の藩邸より
とりて屢次大政府より歎願する處となり成りぬ然も其年暮
れて明治九年の新王の春立ち夏き來國を出てより早數月
を經ぬまご未御聞届の御沙汰もわらさる程も池城等より
過越かたを思ひ行末の事ふご案わびぬらん斯ての進退も
谷りぬまごぼとて左の歎願書を書認めて大臣某公の許より呈
せらるたりとも又の呈せんとして呈せさりとも云ひ傳
けり

琉球藩王池城等哀訴書簡の概要

琉球藩池城親方等頓首再拜謹で某公閣下より白す池城等
聞因急して天より呼び疾痛して父母より呼ぶ人の至情を
り今も進退維谷より去就路あり唯至情を陳述して閣下より
號泣するのみ伏して請ふ閣下哀んで之を憐まん事を夫
琉球の海南の一孤島あり其國自立する事能はず故も兵
馬軍艦の以て之を守備を爲すも足る者わらず米粟器皿
の以て之が生濟を取るも足る者わらず是皆之を他の大
國より服屬せよば大國も亦之を惠郵愛護を其惠郵愛護の
深き島人上下一心信と義と以て之が恩澤も報ぜんと欲
し其命惟從ふ唯恐らくの過失わらん事を故も上の下を
教る亦信と義とよ外あらず信義以て之が兵馬軍艦とあ
し之が米粟器皿とあし孤島人民を維持永存する所以な

り況や孤島大日本大清兩國の間を介立をよ其勢ひ
大日本大清兩國も服屬して其惠郵愛護を仰ぶざるを得
ず故も大日本國も在ての慶長十四年來の服屬たり大清
國もわりての前明の洪武五年來の服屬國たり是史上も
照々たる者且皇政維新以來惠郵愛護を被ふる者年益々
厚く日益々加る上藩王より下細民に至るまで上下一心
其恩澤を感戴し信義以て之も奉答せん事を思ふのみ豈
他わらんや然り而して其兩屬國たるを欲せると謂ふも
非ず嚮の謂ふ所の如く勢止を得ざるなり故も琉人の
常言も曰く大日本國の父なり大清國の母なり父母兩國
も順ならざれり以て人たるべからず天下豈父も偏孝し
て母も不孝なるものあらんや若し夫之あるも之を稱し

て孝子と謂ふべきる臣子の道宜く此如くあるべからざ
るふり今や大政府の命を所の如きり或の父も偏孝し
て母も不孝ある如き事勿らんや池城等大も之を感ふ客
年内務大臣松田道之の藩地も蒞むや首として曰く前年討
台の役清政府琉球難民撫卹の爲め銀兩を贈る是も因て
之を既れり清政府の琉球を大日本政府も讓與する者と
確認をべしと云ふ此も至て復益感ふ會て公布する所の
大久保大使と清政府と議決する書を讀むも當て一も琉
球藩地を退讓するの明文あり而して同治帝登遐光緒帝
登極白詔紅詔の如き現も福建布政使の知照あり然れば
則ち清政府の琉球を見る事猶舊例の如し松田大丞又曰
く萬國公法も據るも一國もして兩屬する者未だ之あら

すと然り適々萬國公法を見るも數國も服屬する者あり
 波蘭の澳普俄三國も服屬するが如き是あり公法之を稱
 して一種の者となす顧も波蘭の民も之を喜ぶ者あらん
 や蓋亦勢の止を得ざる者う然りと雖も敢て松田大丞の
 言を信ぜざるものありあらず唯其誠ふ所以を述るなり松田
 大丞の藩地も在るや其奉命を促そ水火よりも急ふあり
 督責誠も勤む藩王尙泰以下畏懼當あらす宜速も命を奉
 ずべき者も似たり獨り信義を清國も棄るを如何せん藩
 王尙泰居常人も教ゆる信義を以て父母兩國も事ること
 を以てし今もして速も信義を母國も絶せよと謂ふも至
 ての人情忍ぶ能とざる所又藩民の決して肯す可き理も
 あらざるなり孔子曰自古皆有死民無信不立孟子曰生亦

我所欲也義亦我所欲也二者不可得兼棄生而取義者也故も
 藩王尙泰地域等も命じ松田大丞も請ひ決死上京せしむ
 船將も那覇港を發せんとする閩藩人民池城等を誠めて
 曰く大政府も乞願して允准を得ず空しく歸藩する事わ
 らば之を殺して赦せずと噫々池城等一死固より其分
 むも足らざるあり憫む所の者の閩藩人心此の如く頑然
 動かす遮然皆決し相尋で死も就き藩民子遺あきも至ら
 んや一念此も及ふ毎も血涙交も下り身の措所を知らず今
 や公使の派して清京も駐劄する者あり政府之も一書の
 訓條を賜ひ清政府も調所斷して琉球全島をして公然
 大日本國も専屬し琉球全島も亦公然清政府の允准を得
 て以て後來清政府も對し不信不義の人と厭棄せらるゝ

方たあるより御用ごようの旨こころあらば委員こみんも仰付おほせつけらるべきよ大
 政府せいせいよて此者こゝろも命めいぜらるべきなるのそも委員こみん共どもの不肖ふせうよして、
 其任そのとくも堪たざる爲ならんか然しからば其その譴責せんさくを蒙かるべきこそ當あた
 然たなるよ左さのなくして唯ただ歸藩きはんを命めいぜらるべきなるなきば御用
 の旨こころを承うけたまへらざるの歸藩きはんを事ことの能あたざるとて哀訴あいつよ及た
 りとも云いひ傳つたへたり
 編者へんしや按あてるよ此時このとき大政府だいせいせいよ於てハ木梨精一郎きりしやう氏しを以もて
 前件ぜんけん松田大丞まつだだいじやうより達たつせらるべきなる趣おもを再また以もて達たつせらるべきなる
 事ことと思おもふなりその客年きやくねん處分しよぶん官松田氏くわんまつだし縣令けんれい心得こころえ木梨氏きりしよ
 り沖繩人おきなわじんも告諭こくごさるべきなる文中ぶんちゆう明治八年五月廿九日九年
 五月十七日及び本年一月六日の命藩王之めいはんわうを奉ほうぜず云いふ
 とあきばなり

其その後のち琉球藩りゅうきゆうはんよ於てハ猶なほや歎願たんがんのため三司官富川親方さんしきわんふがわよ伊
 江親雲上えいしんぐんじやうを添そへ上京じやうきやうせしめ左の書面しよめんを捧さげて哀訴あいつこそハな
 しよけり

本藩清國へ對たいする臣禮謝絶しんらいしやせつの儀ぎも付つきき昨年さくねん内務大丞松田
 道之みちのを派遣はつかんして被相達あひたうせら候末すえ同人どうじん歸京ききやう復命ふくめいの時ときも當あたり猶なほ
 直ちよくよ歎願たんがんの爲ため委員こみんとして三司官池城親方さんしきわんいけ上京じやうきやう續々つづ具
 陳ちんの趣おもも有あり之これ候得共うけと開届ひらきらる難がたく元來もと清國へ對たいする臣
 禮らいの儀ぎの御國體ごこくたいと御國權ごこくけんとも關かんする最も大おほきなるものよ
 付つきき然しからば謝絶しやせつせしめざるを得ざるの深遠しんえんなる御詮議ごせんぎよ
 出いでる儀ぎも候條うけと一藩姑息いつはんこくそくの情じやうを酌量しやくりやうそとべき筋すぢも無なし之これ依よ
 て向後きやうご如何いか様歎願さんがん候とも御採用相成ごさいようさうせいらず候條うけと厚あつく相心あひこころ
 得うべくとの御達書ごたつしよ木梨精一郎きりしやうを以もて御渡闕ごわたせつ藩必至はんひつしと驚
 驚おどろか

愕朝旨の嚴重ある所を汲み熟評せど雖も名分大義は關し其道御附不_レ被_レ下_レの遵奉し難く因て三司官富川親方又伊江親雲上を添て上京せしめ池城等と會同し藩情を陳請せしむ伏て望らく_レの洞察を垂を幾重も名義分明の御處置を蒙り度奉_二依頼_一候也

明治九年九月五日 琉球藩王尙泰

本藩清國へ對する臣禮謝絶の儀は付昨年内務大丞松田道之を派遣し被_二相達_一同人歸京復命の時又當り猶直又歎願のため委員三司官池城親方上京情實縷々上陳仕候得共難_レ被_二聞_一届_二清國_一へ對する臣禮の儀は御國體と御國權とを關する最も大なるもの付断然謝絶せざるを得ざるこの深遠なる御詮議も出たる儀は候條一藩姑息の情

を酌量すべき筋は無之向後如何様歎願候とも御採用不相成_一候條厚く可_二相心得_一との御達書内務少丞木梨精一郎を以て御渡相成依_レ之藩王始め閩藩臣民一同朝旨の嚴重なるを恐懼驚嘆諸官相集り熟詳仕候得共清國と断絶候儀は各分大義は關し何分も遵奉致し難き情義有_レ之乃ち三司官富川親方へ伊江親雲上隨行致させ該件_二の情義_一巨細上申特別の御處置を蒙るべくとの使命を請上京仕候義さよ池城等屢々上陳する如く本藩の清國は臣禮を取_二る者_一の固より皇國は臣禮を取_二る以前_一在り而して該國の惠郵愛護を蒙り懐柔の厚き已_二に數百年_一故よ本藩も亦之を奉事する事君父視して千秋替て他志あるなし是萬國の明知する

所史上亦照々其事を載るを況や即今其名分を立て
 ず信義を陷す該國と謝絶するが如きの天理も戻り人道
 よ背き宇内も立べき顔色なく買ふ一藩廢存の關する所
 よして數十回も請願仕候次第も御座候已も御國體と御
 國權とも關し深遠なる御詮議も出たる儀もて一藩姑息
 の情を酌量すべき筋無之との趣も御座候得共信義の國
 家を維持するの至要殊も方今萬機御親政各國御交際上
 信義名分の外も出る者無之儀も付本藩と雖も清國も對
 する信義名分を不取失儀御處置被爲在候ハ、關藩人
 民蘇息の地も安じ乍恐
 天皇陛下の御盛徳も益相輝き御國體御國權も彌相立可
 申徴々たる小邦威を不憚數十回嘆願仕候儀ハ敢て一

藩姑息の情を酌量するも無之只信義名分を重する譯に
 御座候尤容歳接貢慶賀便不差遣候も付清國も於ても詮
 議有之沿海の省々々致し將又本藩へも當夏漂風船歸
 航便より探問杏到來旁以其道を得ずして斷絶難仕候何
 卒前條の情態御了察被成下大義名分相立候様特別の御
 詮議被爲在度伏て奉泣血嘆願候也

明治九年十月廿七日

使者中連名

右書面のほか左の書面と清國よりの書簡とを添て差出
 されたりと
 昨秋清國へ接貢船不差遣候も付形情申越候様福建布政
 司より別紙之通藩王へ杏文到來有之候右に付返書致遷
 延候て不義不名にして後日如何様の不都合醸成仕候

も難計に付此節回杏差積候間此段被二聞召置可被下候也
九年十月廿七日
使者連名

琉球人支那に脱走の事

附琉球取締并琉球書面を支那に捧る事
去る程琉球より明治九年支那政府より貢を獻る例年なるも日本政府の禁ぜらるゝ處となり其進貢ことを怠しかば支那政府の厳く督責する處となりぬ是より於て藩王を始め諸官大に心を痛め終る其辨解の爲もや遽に幸知親方藩を脱て清國に走しとかや是より前日本に於て琉球藩取締の爲め内務省より官員を出張せしめたりしが是事翌年又至り出張所詰の官員木梨少書記官の耳に入りぬれば

打棄て置がたく上申せんとして自ら出起せしが其頃恰ご西南の事變の際にて障碍も出わひ其急報の期を過せしとかや是より後は内務省出張所にて右等の事なき様一層心を付けらるたれども其頃在勤の官吏も人少なきば眼の届ざりし事もなとせざるぞ云ひ傳たり却説琉球藩にて其冬朝貢の事も付支那政府に書を呈して事の仔細を述たりと其書簡の趣は

下國二百七十年前に於て日本の藩主薩司馬の敗る處となりしが其時兵單く力弱く實も敵する事の能ざるが故に隠忍して今に至りたり然も初意の妨も辱を受るの情を天聽に上聴んと思ひしが奈とも是るなきに薩司馬毎又下國の天朝に貢を入せんとする期に當り輒ち先勸

又摺を立させ下懷を以て呈奏る事を許さず若大皇帝より使を遣ひされ冊封するの歳も當れば薩司馬人皆期も先ち遠く避たるの故も下國の日本も兼屬せしむ實も奈ともするなきの苦衷より出し事もて大皇帝も猶も未た俯鑑せられざりとなり同治十一年日本明も日本の封建を改めて郡縣と爲し追て下國をして使を送りて東京に至り朝賀せしめ却て臣を封つけて世襲の王爵となし并も版圖を献納せしめ亦一律も改めて郡縣となし並も脅して心も悦び誠も服せりとの表文備案を取れり臣聖朝の厚恩を受け累代冊封て中山王たれば項踵を捐糜してすら尙も報を圖がたきも何ぞ敢て又日本の封を受んや爰も力て之を辭たるも而も日本以爲く我封を受けされ

ば是我の命も違なりとし之も罪を加へんと欲する何ぞ辭なきを思ん勢ひ將も師を起して以て鼎を問んとせり時も下國の陪臣猶ほ日本もありて進退固あがら難みたれば遂も臣も以聞ずして其冊を受たれり陪臣が過も回り復命するも追びて臣各陪臣と俱も悵快たれ共似ともするも決して使を遣り繳回せしめんと欲したりしが陪臣某が若し太だ固執は勢ひ必ず耐稷の憂あらんと言たるもて臣遂も首を低れ心を下して暫く眉を燃の急を紓たもご然非豈臣の本心ならんや後日もおよびて日本も亭西馬總督より臣も行文し並も一謝表を草創して返りて臣をして照し騰さしめて以て日本も達せり心も甘せずと雖も力實も遺されば又奈ともするなく勉て従ひ

しが惟曾て明も日本も告たるは此爵を受ると雖も一應
下國の事宜の仍は舊章も率由すべし請ふ阻撓せざれと
日本亦之を允せり所以も同治十一年同十三年明治と
次入貢し藉りて臣の誠を達せしむ乃ち光緒元年明治
本忽ち令を下し禁止せしかば下國の臣民皆日本を以て
信を失へりと爲して而して臣が屈を受るの情形遂も上
聖廳を溷するも由あし云云

○ 在京の琉球人歸藩を命ぜられ松田大書記官を琉球も
遣さるゝ事

附琉球人より外國公使へ嘆願書簡の事

斯て琉球も於ては日本政府もて歎願の件々御採用のなら

さりたれは支那佛蘭西米國和蘭等の公使も歎願書を差出
さるて日本政府の願を許容あらん事を願ひたり此事日
本政府の聞く處となり遂も明治十一年十二月廿八日藩吏
の東京も在留せる事を廢止らる早々藩も歸るべきの旨を
達せらる其日内務大書記官松田道之氏を以て琉球藩へ出
張こそ命ぜられたりさて其使臣より各公使も出さるた
る書面の趣の

具稟琉球國法司官毛鳳來馬兼才等小國危急の爲も切も
有約大國の俯て憐鑒を賜らん事を請ふ琉球小國明の
洪武五年即一千三百七十二年以前より中國も入貢も永樂二
年即一千八百九十九年以前我が前王武寧明の封冊を受て
中山王と爲る相承けて今も至る向も外藩も列して中國

の年號歴朔文字を遵用し惟國內の政令ハ其自治を許す
 大清以來例を定めて土物を進貢する事二年一次大清
 大皇帝の登極に逢へば専ら陪臣を遣りて慶賀の禮を行
 ふ敝國國王位に嗣けば封典を膺ん事を請ふ大清國大皇
 帝使を遣りて嗣王を冊封し中山王となす又時陪臣の
 子弟を召て北京の國子監に入て書を讀ましむ漂船風
 遭ひ難民あるに遇へば大清各省の督撫皆優に撫卹を加
 へ糧を給し船を脩め安んず國に回ら遣む中國の外藩は列
 てより以來今に至る迄五百余年改めず前咸豐九年即
 本五十九年日大荷蘭國欽奉全權大使加台頁小國來て
 互市を會て條約七款を立る事の許を蒙る條約中即ち漢
 文及び大清國の年號を用ゐる諒貴公使案あらばして

查考すべし大合衆國大法蘭西國も亦會て敝國と約を
 つ其日本に在てり則ち舊と薩摩藩と往來す同治十二年
 即一千八百七十二年日本既に薩摩藩を廢し逼て敝國を
 て改めて東京に隸せしめ我が國主を冊封して藩王と爲
 し列して華族に入る事外務省と交渉す同治十二年即一
 百七十二年日本敝國と大荷蘭國大合衆國大佛蘭西國
 本明治六年日日本敝國と大荷蘭國大合衆國大佛蘭西國
 と立る所の條約の原書を勅將に外務省に送交す同治十
 三年即一千八百七十四年九月又強て琉球の事務を以て改
 て内務省に附す光緒元年即一千八百七十五年日本國太政
 官琉球國を告て曰く今より琉球清國に進貢め及び清國
 の冊封を受ける事の停止を行へと又曰く藩中宜く明治の
 年號及び日本の律法を用ゆべし藩中の職官ハ宜く改革

を行ふべしと敝國屢次書を上り使を遣りて日本に泣求す如ともする事なし國小よ力弱く日本決して允從せざる切念ふ敝國小なりと雖も自一國を爲し大清國の年號を遵用す大清國の天恩高厚其自治を許す今日日本國乃ち還て改革せしむ敝國と大荷蘭國との立約を査するに大清國の年號文字を係け用ふ今若し大清國封貢の事舊よ照して舉行する事能ずんば則ち前約幾ぞ廢紙も同じ小國以て大清國に對する事なからん即ち恐く罪を大國に得ん且丸の地當時大荷蘭國拒棄を行はず待て列國と爲し共よ約を立るを允す今に至りて厚情を感荷す今事危急も處る惟大國よ仰ぎ仗らん事を闔國の臣民徳を賦く事極りな

からん餘の別又文稟を備ふ大清國欽差大臣及び大法蘭西國全權公使大合衆國全權公使よ求む外相應せん事を具稟求請を恩准施行せよ

琉球藩を廢して沖繩縣を置かるゝ事

附藩王以下東京に赴く事

松田大書記官よの翌る明治十二年の一月八日汽船廣島丸に乗込み横濱港を發し其月廿四日琉球藩に着し御用の旨を藩王始め諸司に傳へ二月十三日を以て歸京し琉球の形勢を上申こそいあしよけり

按る此時松田大書記官を琉球に遣はされたるに兼て御達ありし件々と御請延引の廉とを歎願御聞届のならざる旨等を達せられたるならんと思へり夫の後よ琉球人

民へ告諭の文を以て知れたり
 斯て松田大書記官より再び琉球藩に差遣とさるゝの命を
 蒙り御用の旨を奉り三月十二日纜を解き琉球よこそ其赴
 きけり其隨ふ面々より内務一等屬遠藤達二等屬早瀬則敏
 等よして二等警視補園田安賢氏より警部以下巡查百六十
 人を引率して共々渡航す又熊本鎮台の兵卒若干を派して
 首里に至らしむ四月四日太政官令を下し琉球藩を廢し沖
 繩縣となし縣廳を首里に置くの旨を傳られ侍從富小路
 義直を勅使として琉球に遣され廢藩置縣の令を傳ふ此時
 藩王尙泰より病の旨を申立王子尙彌代りて勅を奉せしか
 ば直より縣官より簿書を領收め警察官吏をして諸門を護衛
 らしむ王子按司三司官親方親雲上筑登之等四十余人書面

を捧て歎願ありしかども聽届ならざりしかば終に藩王よ
 り城を出て私第へ移りぬ是より於て陸軍の兵隊代りて城よ
 入り處分官松田大書記官縣令心得木梨少書記官よりい
 琉球藩を廢し沖繩縣を置かれたるの主意を人民に諭され
 専ら撫安の政を布き民の心をたさめたり其告諭の趣は
 茲より明らに沖繩縣を置の大意を告ぐ琉球島の古より日
 本に屬し上の藩王より下の蒸民に至る迄悉く
 天皇陛下の臣民にあらざるに莫し朝憲を遵奉し政令よ
 迪從するに固より其分のみ然るに明治八年五月廿九日
 九年五月十七日及び本年一月六日の命藩王並びに馬を
 奉せず却て不遜の書を呈す事置て問ざる可からず終に
 今日之の制あるに至るあり然りと雖も將來王族を遇する

必ず優禮を加へ士民の食祿資産ある者の敢て奇察を施
こさず一に其舊貫に仍る藩政の煩酷なるの務めて之を
削除すべし税斂の重に過るの當に寛減の法を定むべし
朝旨是の如く豈に他あらんや人々宜しく其堵に安じて
以て各自の業を營むべく流言浮説の爲め揺動せらるゝ
事勿れ敢て告諭す
其後數日を経て木梨精一郎氏より舊藩吏一切其罪を免さ
るゝの旨を傳られたりとぞさて舊藩王及び吏員の評議
終り整ひ王子中城尙典氏を出京せしむる事に決し四月廿
九日王子の古謝按司湧川按司其他親方親雲上里の子等五
十六人を隨ひ勅使富小路等と共に明治丸に乗組上京こそ
いふしよけり此時琉球の諸士より一同禮服を着し中城王

子の見送として出られたり按司親方親雲上筑登之の面々
の通堂の迎恩門の右と左に正しく列し王子の水色綸子
の著服も赤地錦襷の禮帯をつけ迎恩門にて興より下りて
木履を穿き徐々と歩行せし祖先累代の國をさるの情も
思ひやられ諸士の意中も察られしが其名残を惜み王子の
出立を觀者雜沓し殆ど錐を立る地あき至れりとぞ是よ
り先東京に於てハ華族鍋島直彬氏を沖繩縣令に任じ原忠
順氏を少書記官となせしが終り五月七日縣令書記官並に
官内省御用掛陸軍少佐相良長發氏五等待醫高階經徳氏等
と共に任に趣きぬ其後琉球に於てハ中城王子の動作如何
あらんと按じ居たりしよ打替りて鄭重なる特恩を蒙る
のよしを聞て舊藩王始め皆々安堵の眉を開きしかば何泰

氏も胸宇鬱結開け大に病も快よき方又向ひれたれば遂
又出京の念を決せしとかや

或の云ふ兼て清國へ哀訴歎願の爲め逃走りたる親方よ
り清國政府の其願意を採用ひざるとの報知あり其上王
子尙典氏も隨行たる者の中より清公使も哀訴せしむる
も取上ざるを以て漸く一決したりとも云傳ふ

斯て舊藩王尙泰氏も宮内省の官吏十名と共に五十六名
を隨從へて琉球を發し六月九日東京に到られければ續て
松田大書記官木梨少書記官等も歸京おそのなとなり
支那日本と談判の事

附支那公使克蘭士氏の旅館を訪ひる事
抑琉球處分の事又付ての前年より日本支那と談判する處

たりしが既又其處分も終り藩王の職を解て上京し藩の廢
して縣となし令書記官を置て親政在せらるゝ處となりぬ
れば支那の憤怒大かたならずして復舊の談判を申し入る
と雖も日本敢て肯ぜざれば如何ともする能わす評議區々
なりしが折しも客年の夏米國前大統領克蘭士氏の遊歴と
して支那又來り後日本又航らんとするに際ければ幸ひと
支那の攝政恭親王并直隸の總督兼宰相李鴻章が一日克氏
に語られけるに克氏日本に到りせば日本と支那の間に生
したる紛紜を鎮め平和の取扱ひあらん事を依頼と又其依
頼せし由を日本駐劄の公使の許へも云ひ贈られたりと然
るに克氏に其後支那を發起して東京に到着しぬれば支
那公使に兼て恭親王より申越されたる事あれば克氏の

許に訪れ其申越の旨を陳べ是迄の手續を問吳られ其商議
 に預かられん事を請はれたるも克氏の云るより成る程先
 頃恭親王季鴻章より話もありしが是等の事を扱わせるも
 の米國公使こそ適當人物なれば其山を公使も語り其上事
 宜も依れば日本政府へも談判すべき旨を答へ置きたる事
 みて未だ米國公使の語さるる旨を答られたるより然ばとて
 んよの決して辭み申さるる旨を答られたるより然ばとて
 公使の克氏の参考の爲次に示す要點を逐次吐露たり
 支那公使日本外務卿と琉球の事件も付談判の模様書
 簡の照會克蘭上氏伊藤内務卿西郷中將吉田全權公使
 等日光に於て談判の次第其他外國人の論說等の引續
 第二卷に記載出版仕候

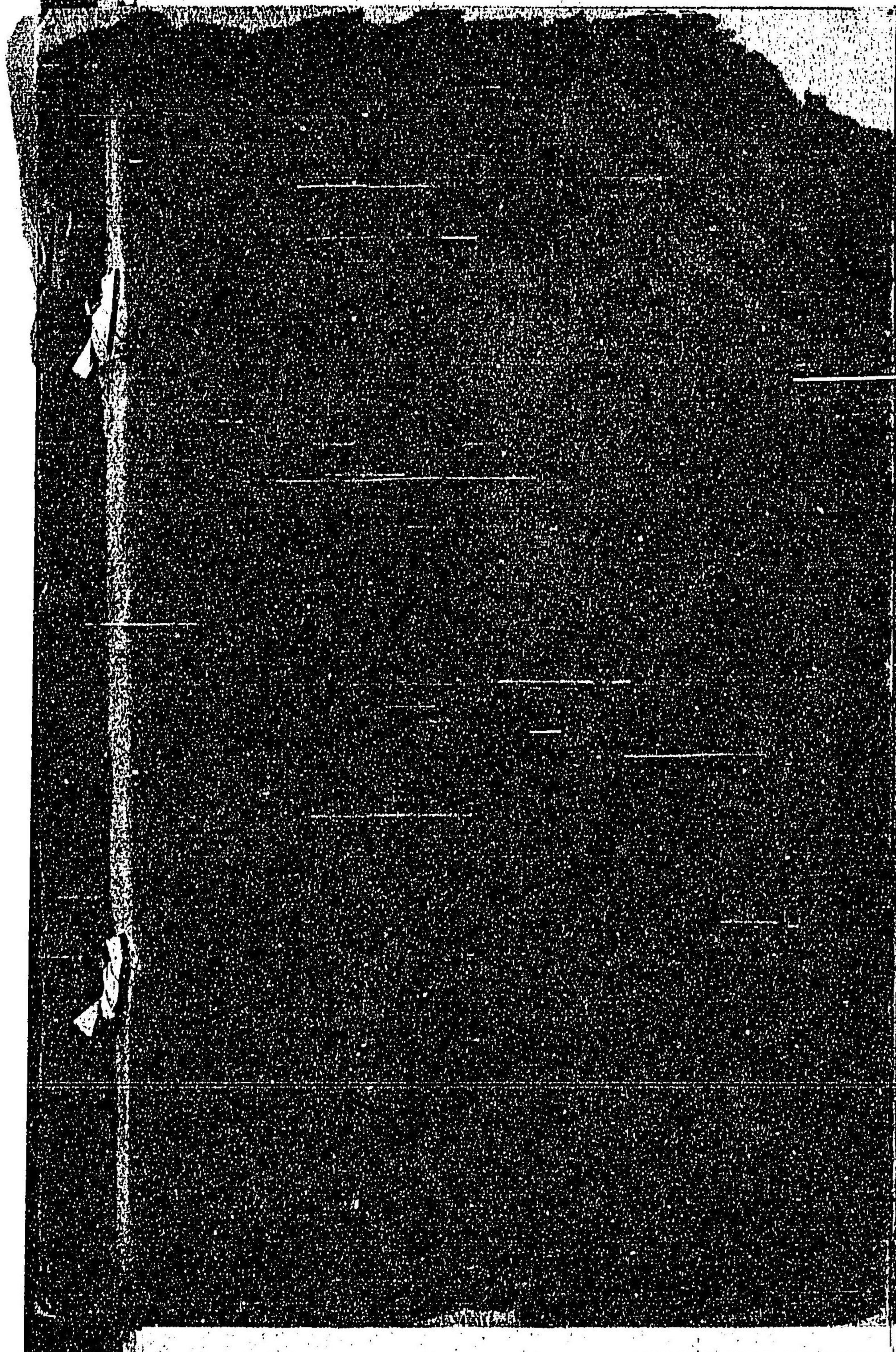
明治十三年二月四日御届

編輯兼出版人

牛込區牛込袋町十四番地
中西才一郎

發兌人

日本橋區通旅籠町十五番地
星野松藏



特67
332

202305-000-4

特67-332

日本支那琉球記聞

中西 才一郎/編

M13.2

EDC-0202

